

徳島県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年三月二日から同年七月二日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮)マルナカ佐古店
 所在地 徳島市北佐古二番町一九八番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|-----------------|--------|
| 株式会社マルナカ | 香川県高松市円座町一〇〇一番地 | 齋藤 光義 |
| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社マルナカ | 香川県高松市円座町一〇〇一番地 | 齋藤 光義 |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|-----------------|--------|
| 株式会社マルナカ | 香川県高松市円座町一〇〇一番地 | 齋藤 光義 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年十月十三日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、一七〇平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

| 届出事項 | 概要 | | | | | | |
|---------------|----------------------|--------------------|------------------|--|-----|--|-----------------|
| | 施設の配置に関する事項 | | 駐車場 | | 駐輪場 | | 駐車場の自動 出入口の数 |
| 施設の運営方法に関する事項 | 駐輪場 | 位置 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり | | | | |
| | | 収容台数 | 百二十四台 | | | | |
| | | 位置 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり | | | | |
| | 荷さばき施設 | 位置 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり | | | | |
| | | 面積 | 一四七平方メートル | | | | |
| | 廃棄物等の保管施設 | 位置 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり | | | | |
| | | 容量 | 二三立方メートル | | | | |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻 | 午前七時 | | | | | |
| | 小売業を行う者の閉店時刻 | 午後十二時 | | | | | |
| | 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前六時四十分から午前零時二十分まで | | | | | |

| | | |
|-------|--------------------------------|--|
| 車の出入口 | 位置 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで（十六時間） |
| | 荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯 | |

二 届出年月日

令和三年二月十二日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和三年三月二日から同年七月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。